

令和4年度第2回富津市男女共同参画審議会 会議録

1 会議の名称	令和4年度 第2回 富津市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和4年12月7日(水) 午後2時～午後2時55分
3 開催場所	富津市役所5階 504 会議室
4 審議等事項	富津市男女共同参画計画(案)について
5 出席者名	富津市男女共同参画審議会委員(5名) 小熊 恵子、川口 泰明、斎藤 貴子、橋本 茂、 森田 葉子  事務局(5名) 市長 高橋 恭市、総務部参与 石川 富博、 企画課長 阿部 淳一郎、企画係長 高橋 亮介、 副主査 牧野 圭吾
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人数	0人(定員 5人)
9 所管課	総務部企画課企画係 電話 0439-80-1223
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和4年度第2回富津市男女共同参画審議会 会議録

発言者	発言内容
事務局	<p>1 開会</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本日ご多用のところお集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、令和4年度第2回富津市男女共同参画審議会を開会いたします。初めに本日の委員の出席状況を報告させていただきます。</p> <p>本日8名の委員のうち浅倉会長、有賀委員及び石井委員におかれましては、本日欠席のご連絡をいただいておりますので、出席委員5名、欠席委員3名でございます。</p> <p>従いまして、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第11条第2項の規定により、半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、会議の公開について、ご説明いたします。</p> <p>富津市情報公開条例第23条第2項の規定により、市民の意見を市政に反映させるために設置する会議で、市民が構成員に含まれている会議につきましては、法令等に特別の定めがある場合を除き公開することとなっております。</p> <p>この規定により本会議につきましても、傍聴者の受け入れ体制を整備し、会議の議事結果を公表することとしております。</p> <p>なお、本日傍聴者がいないことをご報告させていただきます。</p> <p>また、会議録作成のため録音させていただきますので、その旨ご了承願います。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、質疑応答の際は、マイクを使用させていただきますが、その都度、アルコール消毒を行いますので係員へ受け渡しいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきますと思います。</p>
事務局	<p>2 市長挨拶</p> <p>まず初めに、高橋市長からご挨拶を申し上げます。</p>
高橋市長	<p>あらためまして、皆様こんにちは。本日は、今年度第2回目となります富津市男女共同参画審議会に委員の皆様、公私共にご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、一言で男女共同参画と言いましても、非常に様々な分野や場面で関係してくると感じております。</p> <p>最近では、男性の育児休暇について、どこの会社や分野でもお話として良く聞くわけですが、私個人の事で恐縮ですが、知り合いの若い夫婦が初めて子供を産みまして、旦那さんが出産休暇というものがあるということで、すごく先進的な会社だとその時に感じましたが、先ほど確認をいたしましたら、本市においてもその制度は特別休暇としてあると</p>

ということで、とても安心したのと同時に自分の意識の低さにあらためてこれではいけないなと感じたところです。

お陰様をもちまして、本市においても男性の育児休暇を今年から取ってくれている若い職員が多いと思っています。1人取っていただくと、その次に続いてもらえるなど思うのと同時に、やはり取った方の感じたこと等を担当がしっかり意見としていただきながら、そういう不安等に対応することによって、より多くの男性職員が育児休暇を取れるようになり、今の時代に合った家庭生活を職員みんながしっかりと送れるようにやっていきたいと思っています。

そのためには、私の世代のような関心の低い世代の職員も多数おりますので、ぜひ組織として意識を高めることに関して進めて参らなければいけないと感じております。

さて、そうした中での本日の会議ですが、9月の前回会議においてお示しいたしました男女共同参画計画骨子から策定を進めてまいりました計画案を取りまとめました。そちらの計画案について、ご意見を伺いたいと考えております。詳細につきましては、この後に担当からご説明をさせていただきますので、委員の皆様には、ぜひご忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ですが冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局

ここで、高橋市長におきましては所用により退席させていただきます。

### 3 議題

事務局

ここからは、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第11条第1項により会長が議長となることとなっておりますが、本日浅倉会長がご欠席のため、同規則第10条第2項により、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。」としておりますことから、川口副会長に議長をお願いしたいと思います。

川口副会長よろしく願いいたします。

川口副会長

それでは本日の議長を務めさせていただきます、川口です。  
よろしく願いします。

まず初めに、本日の会議録の署名委員を指名させていただきます。小熊委員と橋本委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

早速、議題に入ります。議題の富津市男女共同参画計画（案）について事務局の説明を求めます。

事務局

議題の富津市男女共同参画計画（案）について、ご説明いたします。  
冊子をご覧ください。前回の会議でお示しいたしました計画の骨子をもとに、計画書案として取りまとめたものです。

1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

まず、全体の構成について、ご説明いたします。

第1章を「計画策定の趣旨」とし、計画策定の目的、性格、期間等を記載しております。

次に、第2章を「富津市の男女共同参画の現状・課題」とし、統計データや課題について記載をしております。

次に、第3章を「計画の基本的な考え方」とし、基本理念、基本目標等を記載しております。

次に、第4章を「施策の展開」とし、3つの基本目標と、それぞれの主要課題について、取組を記載しております。

最後に、第5章を「計画の推進」とし、計画の進行管理にあたって、施策の点検・評価を行うこと等を記載しております。

以上が全体の構成となります。

それでは1ページをご覧ください。

第1章を「計画策定の趣旨」とし、まず、計画策定の目的を記載しております。

次に、2ページから6ページまで、男女共同参画をめぐる動きとしまして、国際的な動向から3ページ以降は国の動向、5ページから千葉県の動向、6ページから本市の動向というような形で記載をしております。

7ページをご覧ください。

本計画が、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものであることなど、本計画の位置づけ、策定方針を記載しております。

8ページをご覧ください。

計画の期間は、2023年度の令和5年度から2027年度の令和9年度までの5年間としております。

続きまして、9ページをご覧ください。

第2章を「富津市の男女共同参画の現状・課題」とし、まず、人口推移や女性の年齢別就業率、DVの相談件数、諸会議等における女性比率等を9ページから13ページにわたって掲載しております。

次に、14ページをご覧ください。

このページから27ページまで、昨年実施いたしました市民アンケート調査結果の抜粋を掲載しております。

次に、28ページをご覧ください。

「3 計画策定にあたっての課題」といたしまして、平成17年度に策定しました前計画の3つの基本目標ごとに、国の動向やアンケート調査結果等から、富津市の男女共同参画に向けた課題を整理し、記載をしております。

まず、前計画の基本目標Iからは、暴力等の根絶に向けた意識啓発が必要であること、DV被害者の保護と支援の体制作りが必要であること、人権尊重や多様性の尊重についての理解の促進が必要であること、といったことを課題として整理しております。

次に、前計画の基本目標Ⅱからは、家庭や地域における男女共同参画の推進が必要であること、各種産業における女性の活躍推進が必要であること、といったことを課題として整理しております。

次に、前計画の基本目標Ⅲからは、生涯を通じて健康で安心して生活を送れるよう包括的な支援体制の構築が必要であること、といったことを課題として整理しております。

続きまして、31 ページをご覧ください。

第3章を「計画の基本的な考え方」とし、まず、基本理念を記載しております。

富津市男女共同参画のまちづくり条例に示す基本理念のもと、本計画では、今後5年間の計画期間において、キャッチフレーズを「持続可能で誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち ふつつ」と設定し、その実現を目指すこととしております。

次に、32 ページをご覧ください。

本計画の目指す基本目標を3つ定めております。

まず、基本目標Ⅰを「多様性の意識づくり」、基本目標Ⅱを「あらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】」、33 ページの基本目標Ⅲでは、「誰もが共に安心して暮らせる環境づくり」としております。

次に、34 ページをご覧ください。

ここでは、施策の体系を図に示しております。

続きまして、35 ページをご覧ください。

第4章を「施策の展開」とし、3つの基本目標と、それぞれの主要課題について、取組を記載しております。

取組のうち、第2章で整理しました課題に対して、特に関わりのあるものについて、施策テーマの後ろに「重点」という記載をしております。

まず、基本目標Ⅰの主要課題1「多様性や人権意識の醸成」については、「人権尊重意識の啓発」、「多様性の尊重」、「女性の人権を守るための社会づくり」の3つの施策としております。

「人権尊重意識の啓発」については、施策の方向を「男女共同参画の視点に立って人権尊重意識、男女平等意識の啓発に努めます」とし、具体的取組として、「男女共同参画に関する講演会や講座等の開催」、「広報誌等を通じた男女共同参画に関する意識啓発」など、5つの取組を挙げております。

次に、36 ページをご覧ください。

「多様性の尊重」については、施策の方向を「性的マイノリティの方や外国にルーツを持つ人々への理解の促進に向けた啓発に取り組みます。」とし、具体的取組として、「性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解促進及び支援」、「パートナーシップ制度導入に向けた検討・研究」など、3つの取組を挙げております。

「女性の人権を守るための社会づくり」については、施策の方向を「女性の人権に対する意識啓発やさまざまな場における人権侵害に対する相談の充実などに努めます。また、男女共同参画の視点に立って市の刊行物を作成します。」とし、具体的取組として、「市の刊行物を男女共同参

画の視点を持って点検・作成」、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を促進すべく経済団体等への啓発」など、3つの取組を挙げております。

次に、37ページをお開きください。

基本目標Ⅰの主要課題2、「男女平等意識の醸成」については、「家庭における男女平等意識の啓発」、「学校における男女平等教育の推進」、「地域における男女平等意識の啓発」の3つの施策としております。

「家庭における男女平等意識の啓発」については、施策の方向を「男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。」とし、具体的取組として、「家庭教育に関する相談の実施」など、2つの取組を挙げております。

「学校における男女平等教育の推進」については、施策の方向を「学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの段階にふさわしい人権尊重、男女平等教育を推進します。また、教職員等に対する男女共同参画に関する研修を進めます。」とし、具体的取組として、「男女平等意識の醸成と発達段階に応じた人権尊重教育の充実」、「性別にとらわれず、個性を生かす教育の充実」など、4つの取組を挙げております。

次に、38ページをご覧ください。

「地域における男女平等意識の啓発」については、施策の方向を「男女平等に関する学習機会を提供するとともに、生涯学習の場などを利用し、男女平等意識の啓発に努めます。また、自治会やボランティア活動など地域社会活動への男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を実施します。」とし、具体的取組として、「男女共同参画に関する市民意識調査の実施」など、2つの取組を挙げております。

次に、39ページをご覧ください。

続きまして、基本目標Ⅱの主要課題1「政策・方針決定過程における男女共同参画」については、「政策・方針決定過程への女性の参画推進」、「企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進」の2つの施策としております。

「政策・方針決定過程への女性の参画推進」については、施策の方向を「市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。また、政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けて女性リーダーを養成します。」とし、具体的取組として、「審議会等委員への女性参画の拡大」、「審議会等委員への女性参画状況の定期的調査の実施」など、5つの取組を挙げております。

「企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進」については、施策の方向を「企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。」とし、具体的取組として、「企業・関係団体等への女性の参画拡大についての要請」など、2つの取組を挙げております。

つぎに、40ページをご覧ください。

基本目標Ⅱの主要課題2「家庭・地域社会における男女共同参画」については、「家庭生活における男女共同参画の促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」の2つの施策としております。

「家庭生活における男女共同参画の促進」については、施策の方向を「男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。また、男性の家庭への参画を促進する取り組みをすすめます。」とし、具体的取組として、「父親の子育てに関する学習機会の提供」、「家族で参加できる事業の充実」など、3つの取組を挙げております。

「地域活動における男女共同参画の促進」については、施策の方向を「地域における各種団体や自主防災組織への女性の参加など、地域活動における男女共同参画を促進します。また、女性の視点を踏まえた、防災、被災時の運営体制を充実します。」とし、具体的取組として、「地域の各種団体における女性役員の就任の促進」、「自主防災組織における女性の参加の促進」など、4つの取組を挙げております。

次に、41 ページをご覧ください。

基本目標Ⅱの主要課題3「誰もが望む働き方ができる環境づくり」については、「就労の平等な機会と公平な待遇の確保」、「ワーク・ライフ・バランスの普及促進」、「各種産業における女性の活躍促進」、「女性も男性も個性と能力を發揮できる環境の整備」の4つの施策としております。

「就労の平等な機会と公平な待遇の確保」については、施策の方向を「雇用の場における男女平等を促進するため、男女雇用機会均等法をはじめとする法制度の周知や啓発等に努めます。」とし、具体的取組として、「男女雇用機会均等法など法制度の周知・啓発」など、2つの取組を挙げております。

「ワーク・ライフ・バランスの普及促進」については、施策の方向を「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、多様な働き方を可能とする制度の周知や、福祉サービスの充実に努めます。」とし、具体的取組として、「労働時間短縮に関する啓発活動の実施」、「ワーク・ライフ・バランスの普及促進」など、5つの取組を挙げております。

次に、42 ページをご覧ください。

「各種産業における女性の活躍促進」については、施策の方向を「男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、各種産業における企業等への支援に努めます。また、農林漁業等における男女のパートナーシップの確立に努めます。」とし、具体的取組として、「各種産業における創業しやすい環境の整備」、「就農希望者への支援」など、4つの取組を挙げております。

「女性も男性も個性と能力を發揮できる環境の整備」については、施策の方向を「雇用の場における労働関係法令の周知や啓発等を推進するとともに、女性の職業能力の開発促進に努めます。」とし、具体的取組として、「男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発」、「県や関係機関による能力開発研修等の情報提供」など、3つの取組を挙げております。

次に、43 ページをご覧ください。

続きまして、基本目標Ⅲの主要課題1「あらゆる暴力の防止」については、「DV防止対策の取組と相談支援体制の強化」を施策としております。

施策の方向については、「富津市DV・虐待防止計画」を踏まえ、DV防止に向けた啓発に加え、DV被害者に対する相談支援、保護体制の充実を目指します。」とし、具体的取組として、「富津市DV・虐待防止計画の推進」を挙げております。

次に、基本目標Ⅲの主要課題2「安心して活動できる環境の整備」については、「子育て支援の充実」、「高齢者・障がい者介護の充実」、「様々な困難を抱えた人への支援」の3つの施策としております。

「子育て支援の充実」については、施策の方向を「子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てるための環境づくりに努めます。」とし、具体的取組として、「子ども・子育て支援事業計画の推進」、「子育て支援サービスに関する情報提供」など、5つの取組を挙げております。

「高齢者・障がい者介護の充実」については、施策の方向を「高齢者や障がい者が安定した生活の中で生きがいをもって活動できるよう、様々な支援や相談に努めます。」とし、具体的取組として、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進」、「高齢者福祉・介護サービスの情報提供」など、6つの取組を挙げております。

「様々な困難を抱えた人への支援」については、施策の方向を「様々な困難を抱えた方への支援の充実に努めます。」とし、具体的取組として、「生活困窮者への支援」など、2つの取組を挙げております。

次に、45ページをご覧ください。

基本目標Ⅲの主要課題3「健やかに安心して暮らせる環境の整備」については、「生涯を通じた女性の健康支援」、「心と身体の健康づくり支援」の2つの施策としております。

「生涯を通じた女性の健康支援」については、施策の方向を「女性が生涯を通じ健康な生活を送ることができるよう、思春期から更年期、高齢期に至るあらゆるライフスタイルに対応した健康支援を進めます。」とし、具体的取組として、「女性が自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発」など、2つの取組を挙げております。

「心と身体の健康づくり支援」については、施策の方向を「心と身体の両面から健康づくりを推進するため、健康管理の重要性を啓発し、健康の増進を図ります。」とし、具体的取組として、「精神保健相談の実施」、「各種健康診査・検診の実施」など、5つの取組を挙げております。

なお、基本目標ごとに数値目標を設定しておりまして、令和3年度に実施しましたアンケート結果を市の現状値としてお示しし、計画期間中、調査を予定している時点での目標となるべき数値をそれぞれ設定しておりますので、こちらについても委員の皆様にご意見をいただければと思います。

続きまして、46ページをご覧ください。

第5章を「計画の推進」とし、「庁内における連携体制の強化や各関係機関の果たすべき役割を明確にするとともに、市民、地域団体・事業所との連携・協働のもと実効性のある推進体制を構築していくこと、PDCAサイクルを活用した計画の進行管理を行うこと」としております。



また、このP D C Aサイクルに関しましては、各課で挙げました具体的な取組についての進捗状況を審議会等で諮っていただければと考えております。

以上で、富津市男女共同参画計画（案）についての説明を終わります。

川口副会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたが、ご質疑、ご意見などございましたらお願いいたします。

橋本委員どうぞ。

橋本委員

少し長めになるので申し訳ないです。富津市としては、第4章の35ページからの施策について、細かく担当が決められていて中身的には特に違和感はないです。

ただし、その施策を決めるにあたって、32ページに記載された目標を立てるに至った課題と、その前の28ページの各々の3つの基本目標に少しズレがありますので、これを公表して見てもらううえでスムーズに入れたい。

例えば、この28ページの基本目標Ⅰには、DVがメインになっていますが、ここには一番やりたいことを書かなければいけません。ここはDVでよろしいですか。DVの要素はありますが、男女共同参画の邪魔をしている要因はDVだけとは思えないので、DVを入れるとしたら基本目標Ⅲに入れて、後ろで統一を図るとするのが良いのではないかと個人的に思います。その辺りを見直していただきたい。

続きまして、32ページの基本目標Ⅰは、少し広がり過ぎだと思います。国とか県とか社会の話をし、そこから男女共同参画を進めていくためには、前提として出てくるジェンダーまでは繋がっているのですが、その後、LGBTや外国ルーツなどの言葉が入ってくると、前と繋がっていない。

例えば、社会的に多様であることを示すのであれば、その多様性の話をもう少しした方が良く、多様性の一角としてこういうものがあり、国としては男女共同参画、あるいはジェンダーに関してはこういうコメントがあるので、それに組み込んでおり、富津市としては、こういうところまで見ていきたいというような言い方にしないと何かしら唐突感があります。特に外国のルーツの話はアンケートにも入っていないので、少し唐突だと思います。

また、言いたいこと、お願いとしては、男女平等という話を言うにあたっては、個人的な意見では機会の用意。例えば3人、3人揃えるというのは平等ではなく、そのチャンスはどの性別であっても、どのジェンダーであっても、どのマイノリティであっても、チャンスがあるということが大事ですので、機会の平等をもう少し強調して欲しいと個人的に思います。

この男女共同参画の説明からジェンダーの性別の共同参画まで結構繋がっています。マイノリティのLGBTも少し広げた範囲で繋がっていますが、外国にルーツを持つ人は少し離れた感じがしますので、これをきちんと繋げるような理屈付けがいるのではないかと感じました。

富津市のやり方をこの第4章で説明したいというのは問題がないと思いますが、それを裏付ける元ネタとして、例えばデータがあり、富津市ではこれを重点にしたいから、こうした施策を実施するといった流れであれば良いのですが、説明もなく出てきている感じがあるので、施策としてはもう少し説得力が欲しいというところです。

最後に、計画の推進のところです。

46 ページの Plan、Do、Check、Action、このPDCAは会社でも用いますが、チェックのタイミングを大きなところが欲しいなと思います。先ほど言ったように内容が大きくて色々な所に跨っていますので、例えば3年目に大きく、外部の人を交えてチェックをするタイミングを検討してもらいたい。多分5年間はすぐに経ってしまうので、一回どこかで区切って、意味のある施策と意味がない施策を見直すタイミングを作って欲しいというのが希望です。

川口副会長

事務局、回答をお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございます。第4章につきましては、富津市がこれから5年の間にこういう取り組みを実施しますという説明を掲載し、各担当課で一体何ができるのかを前回の計画に基づきまして挙げたものですが、先ほど委員がおっしゃいますとおり、この取り組みを行うにあたっては、こういうアンケートがあったからこういう事をやるんだというようなところも、もう少しわかり易く掲載していきたいと思います。

28 ページについては、前計画がスタートした時、DVの話が基本目標Ⅰの中に入っていて、今回は基本目標Ⅲの「誰もが共に安心して暮らせる環境づくり」というところにずらしていますが、前回の作りがあり、その中で課題として重要だったものを抜粋し、今回の施策の重点とした形になっております。

橋本委員

DVは必ずやらなくてはいけなくて、市として駄目だよと言わなければいけない。第4章はいいんです。ただし、男女共同参画に対するDVの要因がそんなに大きくないと思っていますので、一部に重なる面はもちろんありますが、DVはDVで取りまなきゃいけないような筋のものなので、男女共同参画の委員会での方針策定にあたっては、一番最初に持っていくことに違和感がある。

事務局

わかりました。DVに関する内容の計画については、ここには少し触れておりますが、DVの担当課で別の計画を定めていますので、ここは軽く触れる程度というような形です。43 ページの「あらゆる暴力の防止」にも載せておりますが、これについてはDV・虐待防止計画を福祉の窓口課が別に設けておりますので、今回の男女共同参画の関係では深く入っていないよう考えております。

また、橋本委員から言われました内容については、精査させていただきます。どういう形で示していくかについての参考とさせていただきます。ありがとうございます。

川口副会長

橋本委員よろしいですか。事務局は検討の程よろしく申し上げます。ありがとうございます。他にございますか。他に無ければ、私の方から2点ほど意見を言わせてもらいます。

1点目が、38ページの数値目標ですけれども、最初に「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、反対する人の割合を61.7%から70%に上げるということでした。実際に考えを変えるには、丁寧な説明が必要であって時間もかかると思います。ですから、この70%はほぼ適切かと思いますが、この下のジェンダーやLGBTについては、まず知ってもらうことが重要だと思います。当然、周知というのは非常に大変だと思いますが、しかしながら男女平等意識の醸成を図るためには、やはり知ってもらうことは早急な課題だと思います。まずは、知ってもらって、理解してもらって、行動してもらうということが必要ですので、目標値を60%位に上げ、多くの人にまず知ってもらうことからスタートするべきではないかと思います。目標値を上げていただきたいと思いました。

次に2点目ですが、私から委員の皆さんにお伺いしたいのですが、先ほど事務局から説明がありました31ページに「持続可能で誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち ふつつ」と記載されておりますが、これが少し硬いような感じがしますが。

委員の皆さんいかがでしょうか。

事務局

まず、LGBT関係の指標の目標値を上げたらどうかというご意見について、確かにLGBTは比較的新しい言葉となっておりますので、多くの方に早くこういった考え方を周知していくというのが大事になってくると思っておりますので、こちらの目標値は検討させていただいて、またお示しできればと思っております。

もう1つご提案いただいたキャッチフレーズの件ですが、庁内でも照会をかけたところ、ちょっと堅苦しいのではないかというような意見がありました。持続可能という表現を「いつまでも」に替えたり、そもそも少し長いですから、その最初の部分だけ切ってしまうのではないかという意見もありました。それを含めてこのままにするのか、今お話しした案にするのか、それともまた別の案があるのか、委員の皆様にご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

川口副会長

確かに、事務局が言われたように「持続可能」という言葉はかなり色々なところにあります。硬いというだけで、これを「ずっと」だとか、「いつまでも」などに替えると非常にソフトになるのではないかと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

その辺はまた事務局の方で柔らかくお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございます。検討させていただきます。

川口副会長

他に質問ございませんか。

他に質疑等はないようですので、議題の富津市男女共同参画計画（案）について、終了いたします。  
ありがとうございました。

#### 4 その他

川口副会長

それでは本日の議題について全て終了しましたけども、その他としまして、委員の皆さんから何かございますか。  
事務局から何かありますか。

事務局

はい、今後のスケジュールについてご説明いたします。  
本日議題といたしました富津市男女共同参画計画（案）につきましては、12月14日に富津市議会の全員協議会にて説明の後に、12月15日から来年1月13日までパブリックコメントを実施する予定でございます。  
本日皆様からいただいたご意見と、市議会からいただくご意見、また、パブリックコメントでいただくご意見を踏まえまして、最終案を取りまとめまして、2月の下旬頃に次回の審議会においてお示しさせていただく予定となっております。  
事務局からは以上でございます。

#### 5 閉会

川口副会長

はい、ありがとうございました。  
それでは、以上をもちまして令和4年度第2回富津市男女共同参画審議会を閉会いたします。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

以上